

西松浦地区合併協議会 議事録

(第十三回)

日時：平成17年8月19日

会場：焱の博記念堂 2階会議室

開 会（ 14時 00分 ）

○事務局長（ 福島 清人 ）

定刻になりましたので、只今から13回目の合併協議会を開催させていただきます。

会議を始めます前に、本日の資料の確認ですけれども、本日の資料は、会議次第と別冊資料の2点だけでございます。

なお、委員の皆さんへお願いでございますけれども、協議に入りまして発言される際には、必ずマイクの方を使用して頂きたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、会長さんにご挨拶を頂き、引き続き会の進行をよろしくお願い致します。

○会長（ 岩永 正太 ）

みなさんこんにちは。

今日は久方ぶりの協議会で、皆さん方の、これまでの色んなご苦勞に対して、御礼を申し上げたいと思っておりますが、非常に猛暑が続きまして、ちょっと夕立が欲しいなという気持ちでおります。

合併まで、あと、残すところ200日を切っております。そういう意味で、これからが色々と詰めの段階に入ってくるのではなかろうかと思っております。

今日は、6項目の協議事項について、皆さん方にご審議を頂くことになっておりますが、どうぞひとつ、熱心な議論をお願いして、開会の挨拶と致します。

よろしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、早速会議に入りたいと思います。

只今の出席は、16名でございます。定足数に達しておりますので、第13回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員と致しまして、有田の川内委員さんと西有田の久保田委員さん、お二人にお願い申し上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

はい。ありがとうございます。それではよろしくお願いをしておきます。

では、早速議題に入らせて頂きます。

最初、報告第1号、第17回幹事会の会議概要について、江崎幹事長から報告をお願いします。

○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

1ページをお開き頂きたいと思います。

第17回幹事会における協議等の結果について、報告をさせていただきます。

平成17年8月11日に第17回を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告をさせていただきます。

(1) 第13回協議会協議事項等について、確認事項でございます。

第13回協議会の協議事項等について、協議・調整を行ないました。

(2) 不均一課税の取扱いということで確認事項

税務部会で協議調整し、幹事会で確認する国民健康保険税と介護保険料の賦課方式について、部会より報告を受け、調整を図りました。

ここで、次のページをお開き頂きたいと思います。

その調整内容でございますけれども、この括弧内を読ませて頂きます。

不均一課税が発生するのは、合併する両町間で、転居の異動が発生した場合に起こります。

それから、資格取得時では、賦課期日（4月1日）に資格を有していた町の保険料率を、その年度は適用しますということです。

但し合併年度に限っては、合併日（平成18年3月1日まで）に資格を有していた町の保険料率を適用しますということで、18年3月1日が合併になるわけですがけれども、18年の4月1日に、一応国民健康保険・介護保険の賦課を致します。4月2日以降でございますけれども、有田町から西有田町、西有田町から有田町に転居致しましても、4月1日に住んでいた町の保険料で1年間を課税しますという調整でございます。

これは、どういうことかといいますと、第3期計画、18・19・20年の介護保険料は、不均一課税をするということに決まっておりましたので、こういうことになるんじゃないかと。もう一回、前の方に戻って頂きたいと思っております。

(3) その他、でございます。

確認事項、合併移行経費（9月補正予算）等について、協議・調整を行なったところでございます。

以上報告を終わります。

○議長（岩永 正太）

はい、ありがとうございました。

只今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありましたが、これについて、何かご質問等ございませんか。

はい、意見もないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

それでは、協議事項に入らせて頂きます。

最初は、協議第72号、施設の名称について事務局より説明をお願いします。

○事務局員（千代田 一茂）

資料の3ページをお願いします。

協議第72号、施設の名称について、別紙のとおり提案すると致しております。

資料の4ページから5ページにかけまして、合併後の主な施設名称案ということで、明記をしております。

左の方から、種別・所在地・現在の名称・合併後の名称案という作りになっております。

合併後の名称案のところ、変更案が挙がっているわけですが、ここで下線をつけてある分が変更になるところです。

施設につきましては、公園等この他にも色々あるかと思っておりますけれども、ここに挙がっているのは、主な名称ということで、ここに挙がっていない施設、公園等の名称については、現在のところ変更は考えられていないといった案になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、説明がありました。

これについて、皆さん方、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。

はい。岩崎委員さん。

○議会委員（岩崎 賢助）

庁舎の名称についてですが、有田町役場西庁舎となっておりますけど、この辺の問題をお願いしたいんですけど。

新町の協定項目の中に、新町の事務所の位置は西有田町大木乙2202ということで、謳ってありますので、この役場西庁舎というのを、省いてもらえんじやろうかということをお願ひしたいと思います。

○議長（岩永 正太）

只今、岩崎委員からそういうご質問がございましたけれども、どうでしょうかね。

○議会委員（田代 正昭）

具体的な名前はどがんなつとですか？

有田町役場になると？ 西庁舎を省けと言えぱ？

名称はどがんなるとですか？

○議長（岩永 正太）

事務局、その辺はどうか。役場と入れないかんのか。

○事務局長（福島 清人）

この、西有田町の役場の名称だろうと思いますけれども、タウンセンターの方のですね。

西有田の議長さんは、「有田町役場庁舎」とこれでいいんじゃないかということでしょうか。

○議会委員（岩崎 賢助）

西庁舎というのを消してもらっても、いいんじゃないかと思います。

有田町庁舎でもいいだろうし、役場西庁舎というのを、その辺を名称はいいですけど、西庁舎とあえて謳わんでもいいんじゃないかということです。

○事務局長（福島 清人）

そしたらタウンセンターの方を有田町役場庁舎、有田町の現在の役場を有田町役場、これは東庁舎というふうな表現でもいいと。ただ西有田のタウンセンターの方を、西を取るだけということでございますか。

県内にも、こういった合併して、こういう庁舎、分庁方式での庁舎の名称あたりを、ちゃんと決めておられますけれども、まず小城市が分庁方式、三日月と牛津と芦刈と合併しておられますけど、牛津庁舎に小城の本庁があるわけですね。

しかし、それぞれの旧庁舎を、そのまま小城庁舎・三日月庁舎・牛津庁舎・芦刈庁舎というふうに表現はされておるようです。

また、みやきは、中原と北茂安と三根が一緒になって、新しくみやき町というのが出来ておりますけれども、この北茂安庁舎が新しいみやき町の庁舎ということで、そこがみやき町庁舎というふうに変更になっておりますけれども、あとの町は、旧役場を中原庁舎、三根庁舎という表現でなされているようです。

ですから、今回は有田と西有田が合併して、有田町というふうなことになりますので、現在の有田町の役場の庁舎について、そのまま有田庁舎というふうなことになることはないと思います。西有田の方に本庁舎と言いますか、事務局が来るということでございますので。

ですから、有田の方は東庁舎でも問題がないかと思うんですけど、事務局の方の、当初の考え方としては、対等合併というふうなことでもありましたので、有田が東であれば事務所の位置は西有田でございますけれども、西庁舎というふうなことで一応提案をさせて頂いたということなんです。

そういうふうなことでございますけれども、ここで取ってもいいんじゃないかというふうなことであ

れば、それはやぶさかではないかなというふうに考えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうですか。有田の方も議会の方で一応議論、提案されたわけでしょう。

○議会委員（ 田代 正昭 ）

有田の方は一応会議を致しましたけれども、この東庁舎・西庁舎では、なんも異論はありませんでしたので、もし、そういうふうに、今の西有田の議長さんの方から提案がございましたように、名称を変えるということになれば、今日、即決してもいいわけでございますけど、一応、我々としても議会にお諮りしてもよろしいと思いますので、出来れば継続をさせて頂ければというふうに思っておりますけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、わかりました。

今、他の町の事例もありましたとおり、役場という文字を入れるのかどうかというものもあります。

ですから、その辺をもう一回、幹事会でこの名称についてもちょっと検討をさせます。今、有田の田代議長さんの方からご提案ございましたので、一応議会の方で、もう一回確認をして頂くとありがたいと思いますので、この件につきましては、継続審議ということでもよろしゅうございますか。次回に持ち越したい。

ですけど、他、今、庁舎のあれがでましたけど、他のことについても、皆さん方の意見を受けたいと思います。一つずつ説明せんで、いきまされたけれども、ずっと上の方から皆さん方チェックをしながら、もし何かありましたら、ぜひお願いします。

はい、どうぞ。

○住民委員（ 今村 安伊子 ）

先の協議会でありましたように、分庁方式ということですから、東と西とあってしかるべきじゃないかと私は思います。

○住民委員（ 前田 義弘 ）

私途中から入っておるんですけど、最初、事務所の位置は西有田ということになっておったとお聞きしております。そうした場合、東・西をつけた場合、町長さんはどっちにおられるのかという一般の方からの問い合わせもあるんじゃないかと。そういう問題からもう一回検討していただいた方がいいんじゃないかと私は思っておりますけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

色々どうぞ、議論はいいと思いますので、ご意見も出していただきたいと思います。

どうですか。他に色々ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○住民委員（ 川内 雅博 ）

先ほど、岩永町長さんも言われましたけれども、役場の名前ですけど、この役場という名前と、庁舎という名前は、同じ意味ではないかと思うんですよ。役場と庁舎が、どこにいても総合庁舎というのはありますけど、役場総合庁舎というのは、ないもんですから。

この辺の名称のあり方が、役場というのは、ちょっと小さい町みたいに見えますので、庁舎の方が

なんか、ちょっと大きい町に見えそうな気がしますので、役場じゃなくて、なんか良い名前を・・・。

ただ、主従関係があんまり正直ですと、町民感情もありますので、あんまり本庁だ支所だという区別をつけないほうが、私はいいかと思うので、ぎりぎりのところで、岩崎議長さんが言われたんだろうと思いますけど、西だけでなくすとも、ちょっと名前のどうも悪かけんですね。もう一度改めて良い名前を考えて頂ければと思います。

○議会委員（ 岩崎 賢助 ）

今おっしゃるとおりです。色々うちも議会で話したんですけども、内容まで話さんでいいんですけども、やっぱし今、区長さんから話があったように、本庁ばうたえとか、色々あったんですけども、まあ、これくらいで、お互いの合併に向かっての話し合いだから、その辺を前向きに話し合いができたということをお願いをしたところですよ。

○議長（ 岩永 正太 ）

ただいま、川内委員さんのご意見をひとつ反映をして、幹事会の方で少し知恵を絞って、なんか役場というのは、まず除いてもいいんじゃないかと、私も思います。

あとは、今おっしゃったことも少し含んで、幹事会の方で検討してもらうことにしましょう。

他になんか。ずっと気付いた点がありましたら、申し出てください。

ございませんですね。

それでは、先ほど申し上げましたとおり、庁舎の件につきまして、名称を含み、もう一回幹事会で練っていただくということで、また岩崎委員さんから申された、西という字を外してくれということもございました。その辺も色々含んで、幹事会で検討していただくということで、改めて、次回の協議会にご提案申し上げたいというふうに思います。

そういうことで今回、継続審議にしてよろしゅうございますか。

< はい > の声あり

はい、ありがとうございます。

それでは協議第72号の施設の名称については、継続審議ということで行きたいとします。

次に、協議第73号、国民健康保険事業の取扱いについて、事務局から、説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

協議第73号から以下77号につきましては、これまで合併までに調整すると確認したものの、具体的調整内容の提案になりますので、別冊参考資料において説明をさせていただきたいとします。

別冊参考資料の1ページをお願いします。

国民健康保険事業の取扱いの参考資料になります。任意給付の状況ということで、1ページにつきましては、現在の状況ということです。

2ページをお願いします。

課題問題点と致しまして、出産育児一時金の貸付限度額が異なる。有田町が30万の限度、西有田が24万円を限度。高額療養費貸付の条件が異なる。有田町が支給予定額の9割以内、西有田町が支給予定額の8割ということで、これまでの協議会におきまして、出産育児一時金につきましては、有田町の例によるということで確認を致しております。

高額療養費の貸付制度についてが、合併までに調整し、新町において定めるということになっておりましたので、一番下の太い枠の中になりますけど、今回の具体的調整内容が、高額療養費貸付制度は、有田町の例による。

調整方針と致しまして、高額療養費貸付制度は条件で定めるほか、施行規則において、国保税に滞納がある場合の貸付限度額を定めるという調整になっています。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありました。何かこれについてご質問・ご意見等ございませんか。よろしゅうございますね。

< はい >の声あり

はい、それでは意見がないようでございますので、協議第73号国民健康保険事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、それでは協議第73号については、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第74号、広報・広聴制度の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

資料の3ページをお願い致します。

協議第74号広報・広聴制度の取扱いということで、3ページにつきましては、情報公開制度の現在の状況になっております。

一番下の方に、課題問題点ということで、公開の対象となる情報の適用日に違いがある。

請求権者が異なるといったことで、有田町においては、町内の学校に在学するものといった項目が含まれている。

公開請求を受理した日から、公開決定の期限延長期間に違いがあるということで、有田町におきましては、60日以内の期限延長可能に対しまして、西有田町では30日以内ということで、こちら辺が、若干違いがあったということで。

4ページをお願い致します。

これも、これまでの協議会におきまして、合併までに調整し、新町において定めるということで確認をされておりました。今回の具体的調整内容が、情報公開制度は、有田町の例を基本とするといった調整内容になっております。

5ページをお願い致します。

個人情報保護制度です。課題問題点の欄で罰則規定があるのは、有田町のみということで、罰則規定につきましては、現況の欄に明記しておりますように、個人情報を所有する担当者等が、個人情報を第三者に提供した時は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金、職員が、その職務以外の用に供する目的で個人情報を収集した時等につきましては、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金ということで、有田町のみ罰則規定が設けられております。これにつきましても、合併までに調整し、新町において定めるということになっておりましたけれども、今回の具体的調整内容は、個人情報保護制度は、有田町の例を基本とするといった調整になっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今説明がございましたが、何かご質問等・ご意見ございませんか。

よろしゅうございますですね。

それでは異議がないようですので、協議第74号広報・広聴制度の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

それでは協議第74号については、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第75号、商工観光事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

資料の6ページをお願いします。

中小企業緊急融資制度の現況になります。こちら有田町のみで、第二次オイルショック時の制度。近年の実績はありません。第4回協議会で確認された調整内容が、廃止の方向で検討するとなっていました。

今回の提案、具体的調整内容ですが、有田町中小企業緊急融資制度は廃止するとなっています。以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

それでは、只今の商工観光事業の取扱いで、何か質問・ご意見等ございませんか。ないですね。

それでは、協議第75号については原案どおり承認することよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい、それでは原案どおり承認することに致したいと思います。

次に、協議第76号、下水道事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは、資料の7ページをご覧ください。

公共下水道の受益者負担金の賦課徴収の現況になります。

一番上のマル、受益者負担金の額、負担金は土地の面積に応じて算定する。基準額は1㎡当たり450円。

マルの4つめ。前納報奨金ですが、負担金を年一括や全期一括納付すると0.5%から9.5%までの、前納報奨金を交付するとなっています。

課題問題点の欄、公共下水道は有田町のみ実施。

第7回協議会で確認された調整内容になりますが、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとするとなっていました。

今回の提案、具体的調整内容が、受益者負担金は、現行のとおりとする。なお、納付期限を6月末・8月末・10月末・12月末とする。受益者負担金前納報奨金制度は、現行のとおりとする。

調整方針としまして、納付期限は、初回の納付書発送が、集合税の納付書発送と重ならないようにするため、1ヶ月早めるとなっています。

次のページをご覧ください。公共下水道積立奨励金制度になります。

マルの2つ目、積立の方法ですが、町内の金融機関において、継続して3年以上の期間行なうこととなっています。

マルの3つ目、奨励金の額、積立金に対して、2%を乗じて算出した額となっています。

マルの4つ目、実績ですが、平成16年度で、37件、1件平均で14,000円となっています。

課題問題点、公共下水道は有田町のみ実施。第7回協議会で確認された調整内容が、合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。

その時の、具体的対応策が新町全域での実施を検討する。なお、金融機関との調整が必要となっていました。

今回の提案、具体的調整内容が、下水道積立奨励金制度は有田町の例による。

調整方針としまして、汚水処理整備事業すべてに対応する制度とするとなっています。

次のページ、9ページをご覧ください。水洗便所改造資金貸付制度の現況になります。

課題問題点、有田町が融資あっ旋と利子補給がありまして、西有田町の方は利子補給のみとなつて

います。

第7回協議会で確認された調整内容が、合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。今回の提案。具体的調整内容が、水洗便所改造貸付制度は、有田町の例によるとなっています。次のページ、10ページをご覧ください。合併処理浄化槽設置補助制度の現況になります。

課題問題点、合併処理浄化槽設置補助制度は、現在、有田町のみ実施。第7回協議会で確認された調整内容が、合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。

今回の提案が、合併処理浄化槽設置補助制度は現行のとおりとする。

調整方針としまして、対象区域は、公共下水道計画区域内の認可を受けていない区域とするとなっています。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

ございませんでしょうか。

よろしゅうございますね。

それでは、協議第76号、下水道事業の取扱いについては原案どおり承認して、よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは協議第76号については、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第77号、学校教育の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

資料の11ページをお願いします。

私立幼稚園就園奨励補助の現況になります。

一番上の、幼稚園就園奨励補助事業とは所得状況に応じて保育料等を減免することにより、経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図ることを目的とする、となっていて、補助基準額がご覧のような表になっています。

課題問題点、有田町は、15年度までは、国基準額を支給していたが、16年度より、国の補助内定額を基準に支給している。西有田町は15年度・16年度とも、国の補助内定額を基準に支給しているとなっています。

第1回協議会で確認された調整内容が、合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。

今回の提案、具体的調整内容が、私立幼稚園就園奨励補助は、現行のとおりとするとなっています。

第1回協議会で確認された内容が、合併までに調整し、新町において定めるとなっていますが、15年度まで、この時確認された時までは、有田町が国の基準額、事業費の100%で、西有田町が補助内定額、事業費の78%と、この違いがあったため、合併までに調整ということになっていました。

16年度からは、両町とも同じになりましたので、現行のとおりという提案になっています。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、説明がございましたが、なにかご意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○議会委員（ 田代 正昭 ）

補助については、別に問題ございませんけども、合併したら補助対象園は何園になるのか、今、例

えば有田は、7園、西有田は4園ということになっておりますけども、合計の11園には、ならんと思いますけど、何園になって、補助対象幼稚園の名称を教えてください。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

具体的に、どこの幼稚園ということで、手元に資料を持ちませんけれども、町内の幼稚園児が通う私立の幼稚園というのは、すべて対象になってくるかと思われま。

ですから、毎年一定じゃなくて、年々変わってくるものと思われま。

○議長（ 岩永 正太 ）

これは、町外もだらう？

ですから町外も入りますから。県外も入ります。

県外はどう？

だから11園ということになっていると思います。町外とか県外とか入りますから。

何か、他にございませんか。

それでは意見がないようございませので、これについても、原案どおり承認することよろしゅうございませか。

< はい >の声あり

はいありがとうございました。

それでは、協議第77号については、原案どおり承認することと致します。

以上で、本日予定されておりました協議は、すべて終わりましたが、委員の皆さんから、何かご意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○議会委員（ 田代 正昭 ）

この合併協定書を作る場合に、庁舎の位置を決める時に、一応覚書を交わすと言うふうなことも一応決まっておりますので、その件についても、前向きに進めていただきたいというふうに思っておりますけど。会長さんの考えはどうでしょうか。

○議長（ 岩永 正太 ）

たぶん、そういう一応のお話があったと思われまし、私もそれについては承知をしているつもりです。

それについては、ただ、いついつまでとかいうのは、私では書けないと思われましけれども、今、主旨書については、それは当然、覚書も取り交わしていいんじゃないかと思われまし。

なにせ金がないから合併するわけですしね。早々に出来るかどうかは、その時の状況とか、その時の執行部とか、議会の皆さんの同意を求めてされるだろうと思われましから。その辺は、そういう形なら、覚書も取り交わすことは出来るんじゃないかと思われまし。

○住民委員（ 川内 雅博 ）

今日の協議とは全く関係ないんですけど、あと200日ぐらいということで、おっしゃいましたので、ちょっと、今までの色々聞いてきた中で質問をさせて頂きたいんですけど。

まず一つは、先ほどの分庁方式の話しにもなりますけども、実は、噂ではあるんですけど、西有田町、新有田町になった場合の、先ほどの西庁舎、あっちの今の西有田町役場の方に、議場を作るというような噂を聞いたことがあるんですけど、今すでに有田町の方に24議席が入れる議場が、ちょっと古いんですけど、ありますけども、新しい庁舎を両町の中央付近に作るという構想もございませけど、

特例債では、非常に厳しいだろうということも聞いておりますので、出来ますなら、今ある建物を有効に使って頂いて、「本庁じゃ分庁」ということじゃなくて、使って頂けなければ、今から先、学校でもそうですけど、非常に箱物は余ってくるような状況でございますので、もし西有田さんにまた議場を作るというお話があったら非常に費用もかかるし、その費用があったら、別の他のところに使って頂いてというふうに思いますが、なんか、そこでそういう構想があるか、ちょっとお聞きしたかったですけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

前回か、前々回か、そういう話が出ました。兎に角、議場の場所を、それから、そういう内容については、執行部から色々と指示というんでしょうか、そういうことを控えさせていただいて、両町の議会で十分協議をしてほしいということで。

いずれにしても、若干の費用はいると思います。有田にしても、多額の金がいるというのが一人歩きしたようなことも聞いておりましたから、兎に角、金が無い時代だから、執行部としては出来るだけ費用が少なくて済むような形でお願いはしたいということは言っております。

今、両町の議会で色々と検討されて、して頂いておるようです。

出来るだけ早く、結論を出して頂きたいということで、今お願いをしているところです。

○住民委員（ 川内 雅博 ）

一ついいですか。噂話だけで申し訳ないですけど、実は、水道の有田町から西有田町への供給につきまして、もし供給がなされた時点で、有田町の圧が下がるという話をちょっと聞いているんですけど、それにつきまして、西有田町さんの方で施設を作られるかどうか、その施設の金の出所がどこになるのか、その辺まで合わせて、構想で結構ですけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

実は、今年が非常に干ばつが最初7月の2日に雨が降るまで。何か、合併が来年3月1日からということが決まっておりますから、急遽、西有田の場合、足らない場合、なんとか有田の方から一緒にご相談して出来ないかということで、町長さんをお願いしておりましたし、よかろうということでしたから、そういう形で検討してみなさいという指示はしました。

只、おっしゃるとおり、今の圧の問題があるとか色々聞きました。最終的には、配水地を作って一定の圧をそこで保って、そして西有田にするのかなとか、今色々検討しているようです。

只、費用につきましては、それが合併内に出来れば、それは色々ありましよう。うちの方でもつか。

でも合併後になりますと、また、そこは費用の負担については、色々あると思います。

そういうのが、一つの・・・。一つは、それは企業会計ですもんね。水道特別会計で。企業会計でやっておりますから。

これからも、どうせ有田で改修をして水道事業をされるでしょう。それについても、みんなが一緒になって、これからのについては、費用負担はするわけですから。

たぶん、その辺は、新たな年度に入ってから事業になると思います。あるいは一緒になってやってもらおうということになるかもしれません。

○住民委員（ 今村 安伊子 ）

水道の件についてですけど、有田町内におきましても、現在赤坂団地とか高いところがございます。そこが、ちょっと出が悪いとか、中樽の方が上地区の方が、出が悪いという、水道が大量にいるとき。その時に、10区の方は全然そういうことがないんです。断水時でも出るような。だから低いところは、ものすごく水がどンドン。だから西有田でも思いますに、上の辺が、ものすごく井戸を掘るとか、

使用量も違いますけど、高低差は、西有田の方がひどいんじゃないかなと、私、いつも西有田を通るときに、いつも思うもんですから、その点が不公平にならないようにお願いしたいと思います。

それから、曲川小学校の件ですけども、プールがないというのも、ひとつ、そういう公平格差がないように、小学校も教育現場で、ずっとものすごく見ていただきたいなと思っております。

○議長（岩永 正太）

水道については、ご存知と思います。西の岳なんかあるでしょう。あれは別に水源を求めて、しかも高いところで浄水をして下ろすと。それからまた、おっしゃるように二ノ瀬地区なんかは水圧が非常に高いですから、逆に減圧の施設を作ってやっております。そういう形でそれぞれが公平にということで、西有田の場合、全地域水道ということを目指して、今まで来ておりました。

只、プールの件につきましては、私たちも色々検討しております。必ず一校に一つのプールがいるのかどうかとか、しかも、これから先、やっぱり赤外線とか紫外線とか色々話があるなかで、屋根付きが、また要求がくるんじゃないかとか、色んなことがありますから、西有田の中では、色々今、教育委員会を主体にして検討しております。

すみません。

○住民委員（今村 安伊子）

子供たちにも、平等を。大人も、もちろん町民もですけど、合併に際して不均等にならないように、各部署で検討を重ねていただきたいと思ひまして、申し上げました。決して内政干渉ではございませんので。

○議会委員（蒲地 豊）

今、川内委員からの質問に、会長は水圧の問題。水圧の問題で、合併特例債を利用するというのも一つの考えであるということも発言なさいましたね。

○議長（岩永 正太）

使えるのかなという話。

○議会委員（蒲地 豊）

その合併特例債は、有田町民、新町の町民全部が負担するわけで、これこそ、西有田さんは地域限定基金をたくさんお持ちでございますので、それは、そういうふうなもので、していただくのが当然じゃなかろうかというように思います。

以上です。

○議長（岩永 正太）

今すぐ建設するわけじゃないので、私がどうのこうのと言えませんが、その辺は、合併するなら色々ありましようし、一つ一ついかななくても、うまくいけばいいんじゃないかと思ひますから。

どうでしょうか。

○議会委員（蒲地 豊）

その辺の、根本的なことは、やっぱり発言をしとかんといかんだらうと思ひます。

○議長（岩永 正太）

それでは、有田町に新しい道を作るから、有田町に出しなさいと言ったって出来ないわけでしょう。

だから、私は今、いわゆる17年度で建設するのは、当然私たちがしなければいけないと思います。
だけど、18年度以降になったときは、やはりその辺は、両町でしなきゃいけない場合もあるんじゃないかという話をしただけですから。それを、全然分けてやるとなると、じゃあ道を作るのを分けましょうや、さあなにをしましょうやということになると。

○議会委員（蒲地 豊）

その辺が、論が色々となりますので、大体そういうふうな、根本的な考え方は、そういうふうな考え方で処理するのが客観的に見てあたりまえ、そういうふうな見方が正しいんじゃないかという、私の考えであります。

○議長（岩永 正太）

それはご意見として。

何か他にございませんか。それでは事務局から何かあれば。

< ありません >の声あり。

ございませんですね。

はい。どうですか、ありませんか。

それではないようでございますので、今協議会は、これで閉じたいと思います。

みなさんお疲れさまでした。

○事務局長（福島 清人）

補足ですけれども、次回の合併協議会は10月の下旬頃一応予定をしたいと思っております。

前回の協議会の終わりの時に、この協議会が済んだあとに、町章デザインの選考委員会を開くというようなことをしておりましたけれども、アドバイザーの方のご都合もありまして、次回に延ばしたいというように思っております。

以上です。

閉 会 （ 14時47分 ）

上記顛末を証するため、下記に証明する。

平成 年 月 日

会議録署名委員

会議録署名委員
